地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う非常勤職員の

平成３０年１２月１８日

勤務労働条件の改正について（提案）

１　提案理由

　　非常勤職員（非常勤特別嘱託員、非常勤若年特別嘱託員、非常勤嘱託員、非常勤作業員、非常勤講師等）については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２９号）の公布に伴い、平成３２年４月１日より、一部の特別職非常勤職員を除き改正地方公務員法第２２条の２に掲げる会計年度任用職員制度へ移行することから、これに伴う勤務労働条件について、以下のとおり改正する。

２　対象

　　非常勤職員

３　提案内容

（１）期末手当の支給について

以下の通り期末手当を支給する。

　　（支給対象者）

基準日に在職する一般職非常勤職員の内、任用期間が６月以上である職員とする。

ただし、勤務時間が１週当たり１５時間３０分未満の者を除く。

基準日前１箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職し、又は死亡した一般職非常勤職員についても、同様とする。

　　（基準日）

　　　　常勤職員の例による。

（支給日）

　　常勤職員の例による。

　　（期末手当の額）

　　　　期末手当基礎額に、常勤職員に準じた月数を乗じて得た額とする。

期末手当基礎額は、それぞれその基準日前６箇月において一般職非常勤職員として任用された期間の勤務について支給された報酬の合計額を６月で除した額とする。

　　（一時差し止め）

　　　　常勤職員の例による。

　　（その他）

　　　　制度の細部事項については別紙１・２のとおり。

（２）特別休暇について

　　①知事部局等　別紙３のとおり

　　②学校　　　　別紙４－１のとおり

（３）その他

　　　別紙４－２のとおり

４　実施時期

　　平成３２年４月１日

５　協議期限

　　平成３１年１月１８日

別紙３【知事部局等】

　　　病気休暇以外の特別休暇に関する以下の付与条件を廃止する。

また、女子の非常勤職員が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における病気休暇について、以下の付与条件を廃止する。

（付与条件）

一週間当たりの勤務時間が二十九時間以上又は一週間当たりの勤務日の日数が五日以上で、かつ、二月を超える期間の定めにより勤務するもの

別紙４【学校】

１　特別休暇について

（１）病気休暇以外の特別休暇に関する以下の付与条件を廃止する。

　　　　また、女子の非常勤職員が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における病気休暇について、以下の付与条件を廃止する。

（付与条件）

　　　一週間当たりの勤務時間が二十九時間以上又は一週間当たりの勤務日の日数が五日以上で、かつ、二月を超える期間の定めにより勤務するもの

　（２）学校に勤務する一般職非常勤職員（府立学校一般職非常勤補助員及び外国語指導員を除く。）の特別休暇について、上記（１）を反映した府立学校一般職非常勤補助員と同種の特別休暇を付与することとする。

２　学校に勤務する一般職非常勤職員（府立学校一般職非常勤補助員を除く。）に係る懲戒の基準及び分限の基準について

1. 懲戒の基準

　　　　　常勤職員の例による。

1. 分限の基準

常勤職員の例による。ただし、降任は適用しない。

なお、分限休職の期間は任用期間内とする。